

各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給の特別措置に関する
要綱

(令和2年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成30年3月31日までに供用を開始した各務原市公共下水道の処理区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。）及び同日後に供用を開始する同号に規定する処理区域のうち次に掲げる区域（以下これらを「処理区域等」という。）において、くみ取便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止する者に対する資金（以下「改造資金」という。）の融資あっせん及び利子補給について、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 各務おがせ町9丁目の一部 別図第1に示す区域
 - (2) 大野町1丁目及び2丁目並びに那加緑町2丁目の各一部 別図第2に示す区域
 - (3) 鵜沼各務原町1丁目及び4丁目の各一部 別図第3に示す区域
 - (4) 鵜沼三ツ池町6丁目の一部 別図第4に示す区域
 - (5) 蘇原島崎町3丁目及び4丁目並びに蘇原古市場町2丁目及び3丁目の各一部 別図第5に示す区域
 - (6) 鵜沼朝日町1丁目の一部 別図第6に示す区域
 - (7) 各務船山町1丁目の一部 別図第7に示す区域
 - (8) 上中屋町1丁目及び2丁目の各一部 別図第8に示す区域
 - (9) 蘇原伊吹町1丁目、2丁目及び3丁目並びに蘇原古市場町2丁目、3丁目及び5丁目の各一部 別図第9に示す区域
 - (10) 蘇原大島町1丁目、2丁目、4丁目及び5丁目並びに蘇原瑞穂町2丁目、3丁目及び4丁目の各一部 別図第10に示す区域
 - (11) 上戸町3丁目及び上中屋町1丁目の各一部 別図第11に示す区域
 - (12) 上戸町3丁目、4丁目及び5丁目の各一部 別図第12に示す区域
- (融資あっせんの対象工事)

第2条 改造資金の融資あっせんは、処理区域等において建築物を有する者が行う次に定める工事（家屋の新築に伴うものを除く。以下「改造工事」という。）を対象とする。

- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器等の設置工事及び排水工事
- (2) し尿浄化槽を廃止し、汚水管を公共下水道に接続する工事

(3) 前2号に定めるもののほか、下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置に係る工事

(金融機関との契約の締結)

第3条 市長は、改造資金の融資を行う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とこの要綱に基づく改造資金の融資あっせん及び利子補給に関し、契約を締結するものとする。

(融資あっせんの対象者)

第4条 改造資金の融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 市税及び公共下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (2) 自己資金のみでは改造工事費を一時に負担することが困難であること。
- (3) 融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、処理区域等となった日から3年を経過したときは、融資あっせんを行わない。ただし、相当の理由があると認める者については、この限りでない。

(融資あっせんの条件)

第5条 改造資金の融資あっせんの条件は、次に定めるところによる。

- (1) 融資あっせん額 改造工事1件につき10万円以上50万円以内で市長が定める額
- (2) 償還期間 36月
- (3) 利率 第3条の契約に基づく利率
- (4) 償還方法 融資を受けた月の翌月から起算して36回の元利均等月賦償還とする。ただし、12回以上償還後は、繰上償還をすることができる。
- (5) 取扱金融機関 市長が指定する金融機関

(融資あっせんの申込み)

第6条 改造資金の融資あっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、水洗便所等改造資金融資あっせん申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申込者の印鑑登録証明書
- (2) 申込者の市民税及び固定資産税の納税証明書
- (3) 申込者の所得証明書

(4) 各務原市下水道条例（平成2年条例第23号）第8条に規定する下水道指定工事店（第8条において「指定工事店」という。）が作成した改造工事の見積書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申込書は、各務原市下水道条例施行規程（令和2年企業管理規程第2号）第7条第1項に規定する排水設備等計画確認申請書と併せて提出しなければならない。

（融資あっせんの決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査の上、融資あっせんの可否を決定し、水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知するものとする。

（改造工事の完了）

第8条 前条の規定による融資あっせんの決定通知を受けた者は、当該決定通知の日から起算して6月以内（あらかじめ市長の承認を得た場合にあっては、市長が定める期間内）に第2条各号に規定する改造工事を完了させ、指定工事店が作成した当該工事の精算書を各務原市下水道条例施行規程第11条に規定する排水設備等工事完了届と併せて提出しなければならない。

（融資あっせんの取消し）

第9条 市長は、融資あっせんの決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

(1) 第4条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。

(2) 前条に規定する期間内に改造工事を完了することができなかつたとき。

(3) 偽りその他不正な手段で融資あっせんの決定を受けたとき。

（融資あっせん額の決定等）

第10条 市長は、改造工事が完了し、各務原市下水道条例第9条第1項の規定による工事の完了検査が終了したときは、融資あっせん額を決定し、水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するとともに、水洗便所等改造資金融資依頼書（様式第4号）により取扱金融機関に対し、融資の依頼をするものとする。

（改造資金の借入手続）

第11条 前条の規定による融資あっせん額の決定通知を受けた者は、次に掲げる書類を添えて取扱金融機関に借入れの手続をするものとする。

(1) 水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書

(2) その他取扱金融機関が必要と認める書類

(利子補給の額)

第12条 市長は、改造資金の融資を受けた者（以下「借受人」という。）に対し、当該融資に係る利子の全額を補給する。ただし、所定の償還期日を経過した利子については、これを補給しない。

(利子補給の時期)

第13条 市長は、借受人が2月から7月までの間に支払った利子に対する補給を9月末日までに、8月から翌年1月までの間に支払った利子に対する補給を同年3月末日までに行うものとする。

(利子補給の方法)

第14条 利子補給の申請、請求及び受領は、取扱金融機関が借受人に代わって行うものとする。

2 取扱金融機関は、前条の規定により借受人が支払った利子の明細を添えて、毎年2月15日及び8月15日までに、市長に水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書（様式第5号）により利子補給金の交付の申請を行うものとする。

3 市長は、前項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、水洗便所等改造資金利子補給金交付決定書（様式第6号）により交付決定を取扱金融機関に通知するものとする。

4 取扱金融機関は、前項の規定による通知を受けたときは、市長に水洗便所等改造資金利子補給金交付請求書（様式第7号）により利子補給金の請求を行うものとする。

5 取扱金融機関は、利子補給金の交付を受けたときは、直ちにこれを当該借受人の口座に振り込むものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則を廃止する規則（平成29年規則第40号。以下この項において「廃止規則」という。）による廃止前の各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び

利子補給に関する規則（平成3年規則第10号）又は廃止規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止規則による廃止前の各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給に関する規則の規定によりした契約、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりした契約、手続その他の行為とみなす。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

水洗便所等改造資金融資あっせん申込書

（宛先）各務原市長

申込者 住 所
氏 名 印
年 齢
職 業（具体的に）
電話番号 （ ）

水洗便所等改造資金の融資あっせんを、次のとおり申し込みます。また、このあっせんに基づく融資に係る利子補給金の申請、請求及び受領については、取扱金融機関に委任します。

申 込 金 額	円
改造工事費見積額	円
希 望 す る 取 扱 金 融 機 関 名	
排 水 設 備 等 の 設 置 場 所	各務原市
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 申込者の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 申込者の市民税及び固定資産税の納税証明書 <input type="checkbox"/> 申込者の所得証明書 <input type="checkbox"/> 下水道指定工事店が作成した改造工事の見積書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 申込者の印は、印鑑登録した印鑑を押してください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書

様

各務原市長 印

年 月 日付けで申込みのあった水洗便所等改造資金の融資あっせんについて、次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決定理由	
あっせん予定額	円
取扱金融機関名	
あっせん条件	各務原市水洗便所等改造資金の融資あっせん及び利子補給の特別措置に関する要綱を遵守すること。

注 この通知書に記載された「あっせん予定額」は、改造工事の完了検査合格後（工事費精算額の確定後）に通知する「決定融資あっせん額」とは異なる場合があるのでご承知おきください。

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書

様

各務原市長 印

水洗便所等改造資金の融資あっせん額について、次のとおり決定したので通知します。

決定融資あっせん額	円
取扱金融機関名	

注 この通知書を、取扱金融機関に提示し、取扱金融機関が必要とする書類を整えて改造資金の借入手続（融資契約）を行ってください。

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

水洗便所等改造資金融資依頼書

取扱金融機関

各務原市長 印

水洗便所等改造資金の融資を、次のとおり依頼します。

融資を受ける者	住 所	
	氏 名	(電話)
水洗便所等改造資金融資あっせん額決定通知書番号		第 号
融 資 額	円	

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

水洗便所等改造資金利子補給金交付申請書

（宛先）各務原市長

申請者 所在地
名 称
代表者名

印

水洗便所等改造資金の融資に係る 年 月から 年 月までの利子補給金を、次のとおり交付申請します。

利子補給金交付申請額

円

様式第6号（第14条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

水洗便所等改造資金利子補給金交付決定書

取扱金融機関

各務原市長 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

利子補給金交付決定額 円

交 付 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 この補助金は、水洗便所等改造資金の利子補給金として交付するものであるため、その目的以外に支出できません。2 この補助金について、目的外又は不当な支出等があったときは、補助金の返還を命じます。3 この通知を受けた後、利子補給金の交付請求書を提出し、交付を受けたときは、直ちに借受人の口座に振り込んでください。
---------	---

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

水洗便所等改造資金利子補給金交付請求書

（宛先）各務原市長

請求者 所在地

名 称

代表者名

印

年 月 日付け各務原市指令 第 号に基づき、水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金を、次のとおり交付請求します。

利子補給金交付請求額

円

この利子補給金の交付申請、交付請求及び受領は、対象者から金融機関への委任（様式第1号の水洗便所等改造資金融資あっせん申込書（原本市保管））に基づきます。